

# 障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま 「児童扶養手当」の手当額の 算出方法等が変わります

令和3年（2021年）3月分（令和3年5月支払い）から手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が次のとおり変更されます。

ただし、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等を受給していない方）（※1）は、今回の改正による変更はありません。

（※1）遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している方。

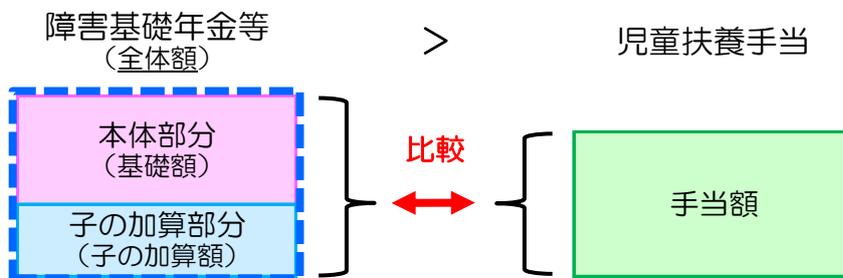
## 1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

- ▶ これまで、障害基礎年金等（※2）を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、**児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。**

（※2）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。  
詳しくは、熊本市ホームページを確認またはお住いの区の保健子ども課へお問い合わせください。

### 改正前

令和3年2月分の手当までは、「年金の全体額（基礎額+子の加算額）」と「児童扶養手当の額」を比較し、児童扶養手当の額が上回る場合に差額を支給します。  
下図のように障害基礎年金等の全体額が児童扶養手当の額を上回る場合は、児童扶養手当の全額が支給停止となります。

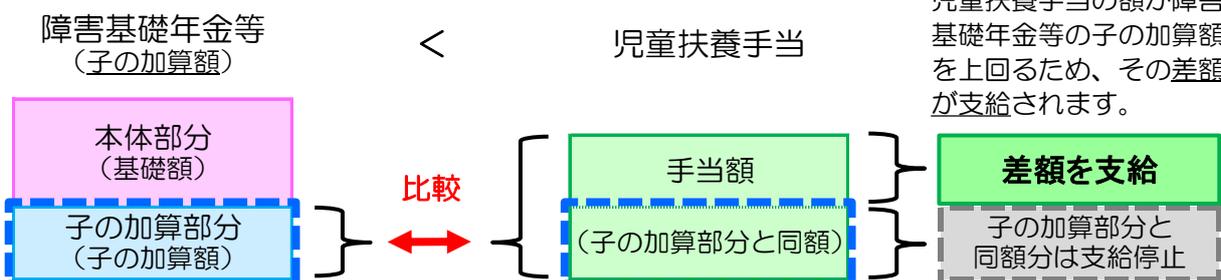


#### 全額支給停止

障害基礎年金等の全体額が児童扶養手当の額を上回るため、児童扶養手当の全額が支給停止されます。

### 改正後

令和3年3月分の手当以降は、「年金の子の加算額」と「児童扶養手当の額」を比較し、児童扶養手当の額が上回る場合に差額を支給します。  
下図のように児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算額を上回る場合は、その差額が支給されます。



児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算額を上回るため、その差額が支給されます。

【裏面もご確認ください】

## 2. 支給制限に関する所得の算定が変わります

- ▶ 令和3年3月分の手当以降は、**障害基礎年金等を受給している受給資格者**（母子家庭の母や父子家庭の父など）の支給制限（※3）に関する「所得」に**非課税公的年金給付等**（※4）が含まれるようになります。

（※3）児童扶養手当制度には、受給資格者と受給資格者と生計を同じくする民法上の扶養義務者（子どもの祖父母など）などについて、それぞれ前年（または前々年）の所得に応じて支給を制限する取り扱いがあります。支給制限の額は、扶養親族の数などによって異なります。詳しくは、熊本市ホームページを確認またはお住いの区の保健子ども課へお問い合わせください。

（※4）障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。

## 3. 手続きのご案内

### 児童扶養手当を受給するための手続き

- ◆ 既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
- ◆ それ以外の方（児童扶養手当受給資格者として認定を受けていない方）は、**児童扶養手当を受給するためには、各区保健子ども課への申請が必要**です。  
なお、令和3年3月1日に支給要件を満たす方は、**事前申請が可能**です。

### 支給開始月

- ◆ 通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたために児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、**令和3年6月30日まで（※5）に申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。**

（※5）令和3年7月1日以降も申請できますが、申請の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

- ◆ 令和3年3月分と4月分の手当は、**令和3年5月に支払われます。**（令和3年5月の支払い以降は、奇数月に手当が支払われます。）

### 児童扶養手当の月額

子どもの人数	全部支給	一部支給（※6）
子ども1人目	43,160円	43,150円～10,180円
子ども2人目の加算額	10,190円	10,180円～5,100円
子ども3人目以降の加算額 （1人につき）	6,110円	6,100円～3,060円

（※6）所得に応じて決定されます。

<問い合わせ先> 児童扶養手当制度や申請については、お住いの区の保健子ども課へお問い合わせください。

中央区役所保健子ども課	〒860-8618	中央区手取本町1-1	TEL (096) 328-2421
東区役所保健子ども課	〒862-8555	東区東本町16-30	TEL (096) 367-9130
西区役所保健子ども課	〒861-5292	西区小島2丁目7-1	TEL (096) 329-6838
南区役所保健子ども課	〒861-4189	南区富合町清藤405-3	TEL (096) 357-4135
北区役所保健子ども課	〒861-0195	北区植木町岩野238-1	TEL (096) 272-1104